

区画整理	白水西部 (第3工区)	平成元年11月23日	平成10年3月25日	熊本県
区画整理	白水西部 (第4工区)	平成元年11月23日	平成14年3月25日	熊本県
区画整理	白水西部 (第5工区)	平成元年11月23日	平成16年3月11日	熊本県

熊本県公告第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字上ノ原1908番2、同1908番5の一部、同1908番6、同1909番1、同1909番2の一部及び同1910番の一部
4,268.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野七丁目14番4号
大和情報サービス株式会社

登 載 依 頼**熊鑑公告第222号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年8月25日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県指紋情報システム回線接続機器一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成17年1月1日から平成20年12月31日まで
 - (4) 納入期限
平成16年12月31日
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの借入代金で行う。見積に当たっては48月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所

熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋システム第一係（熊本県警察本部庁舎6階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線 4651

4 入札手続

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
ア 交付期間
平成16年8月25日から平成16年9月3日までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時15分までとする。
イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時
ア 日時
平成16年9月7日（火）午前10時30分
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部2階201会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年9月6日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（48月分）を乗じた額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たり

の賃借料)に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。

(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県監査委員会公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成16年6月2日から4日まで及び6月30日に実施した熊本県企業局の平成16年度定期監査の結果を同条第9項の規定に基づき公表する。

平成16年8月25日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

1 監査対象期間 平成15年度

2 監査の主眼

① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

3 監査結果

○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

① 早急に特殊勤務手当(企業手当、発電業務手当)の適正化を図ること。

② 有明工業用水道事業について、関係部局と連携し、上水転用等未稼動資産の整理を早急に行うこと。

熊本県監査委員会公告第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成16年6月2日から4日まで及び6月30日に実施した熊本県こころの医療センターに係る平成16年度定期監査に関する報告を、同条第9項の規定に基づき公表する。

平成16年8月25日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

1 監査対象期間 平成15年度

2 監査の主眼

① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

3 監査結果

○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

平成15年度の経営状況については、医薬分業実施の影響もあり、全体的には医業収益、医業費用とも前年度に比べて減少しているが、入院患者の増加等による入院収益の増加、退職金、薬品費の減少による医業費用の縮減等により医業収支について赤字額が対前年度比247,074千円の減少となるなど経営改善の跡が見られる。しかしながら、医業収益1,105,713千円に対し、医業費用は1,672,123千円であり、費用が収益の1.51倍と依然として費用超過となっている。

このため、平成15年3月に策定した「第二次こころの医療センター経営改善計画」における収益増加の目標達成への努力を継続するとともに、同計画における費用抑制策についてもさらに取組みを推進し、経営改善に努めていく必要がある。

熊本県都市計画審議会公告第1号

第120回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。